

建設工事及び建設関連業務に関する入札・契約制度改正の概要について

【平成21年4月1日施行】

1 建設工事における一般競争入札の適用拡大（試行）について

指名競争入札は、これまで500万円未満（ただし最下位ランク工事は1千万円未満）の工事に適用していた。しかし、地方自治法では一般競争入札を原則としており、入札参加機会の拡大を図るため、原則として随意契約を除くすべての工事に一般競争入札を拡大するもの。ただし、小規模業者の積算能力及び技術力等に懸念があるので、平成21年度は試行により一部工事について実施する。

なお、これまでの条件付き一般競争入札と同様、施工体制事前提出方式（オーブブック方式）を適用し、調査基準価格を下回る低入札に対しては、低入札価格調査制度に基づき、履行能力確認調査を行うものとする。

現行：500万円未満（ただし最下位ランク工事は1千万円未満）の工事には、指名競争入札を適用している。

改正：原則すべての工事に一般競争入札を試行する。

2 建設工事における総合評価落札方式の価格以外の評価項目の見直しについて

価格以外の評価項目（細目）について、これまでの加算点取得状況や工事成績評定点との相関等の検証結果に基づき、評価基準等を見直すことにより、より効率的で効果的な総合評価落札方式への改善を図る。

主な見直し内容

- ・ 労働福祉の評価項目（退職金制度関連）の分類見直し
- ・ 評価区分の見直し
企業の工事成績評定，技術者の工事成績評定，継続教育の取組状況，障害者雇用状況
- ・ 評価要件の追加
ISO9001・14001 認証取得状況に，みちのく環境管理規格を追加
- ・ 不誠実な行為の減点拡大（総合評価技術資料において虚偽の申告等の理由により無効となった場合）

3 建設関連業務における一般競争入札（総合評価落札方式）の試行について

平成17年度から一般競争入札への移行を視野に入れ、公募型指名競争入札の試行を継続してきた。その結果、応札者が通常の指名競争入札を大きく上回り、競争性が高まること、技術力不足の者が参加するケースがなかったことから、500万円以上の業務の一部に一般競争入札を試行するもの。ただし、技術力不足の者が参入する懸念が払拭できないことから、総合評価落札方式（簡易型・標準型）を併せて導入し、価格と品質で総合的に優れた調達を図る。

現行：一般競争入札は適用していない。

改正：500万円以上の業務に一般競争入札（総合評価落札方式）を試行する。

4 建設関連業務における公募型指名競争入札の試行継続について

平成21年度から総合評価落札方式により一般競争入札を試行するが、総合評価によらない一般競争入札の導入も課題となる。よって、一般競争入札を本格導入するまでの当面の間、意欲のある業者に入札参加機会を広く提供する公募型指名競争入札の試行を継続するものとする。